

資料編

1 東京都北区子ども・子育て会議条例（抄）

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 39 号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第1項の規定に基づき、東京都北区長（以下「区長」という。）及び東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として東京都北区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第1項各号に規定する事項について区長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じて区長又は教育委員会に建議することができる。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、学識経験者その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する委員 26 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 区長及び教育委員会は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査報告させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、区長及び教育委員会が必要と認める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査報告が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、区長がこれを行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（部会）

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、第10条の規定は部会の公開について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項、前条第1項本文、第3項及び第4項並びに第十条中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項、前条及び第10条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席等)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 子ども・子育て会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2

北区子ども・子育て会議及び専門部会 委員名簿

○第5期(令和3年8月1日～令和5年7月31日)

構成	氏名	所属	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長		部会長
	石黒 万里子	東京成徳大学教授	副会長	部会長	
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	○		○
	小野澤 哲男	北区民生委員児童委員協議会	○		○
	齊藤 厚子	北区私立保育園理事長園長会	○(R5.3まで)	○(R5.3まで)	
	鹿田 昌宏	北区医師会	○	○	
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	○	○	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会	○	○	
	森口 智志	北区立小・中学校 PTA 連合会	○(R5.3まで)		○
	漆原 浩子	北区私立保育園理事長園長会	○(R5.4から)	○(R5.4から)	
	影澤 博明	北区立小・中学校 PTA 連合会	○(R5.4から)		○(R5.4から)
	区職員・ 関係行政 機関	奥村 宏	北区立中学校長会	○	
園尾 まゆみ		東京都北児童相談所	○(R4.3まで)		
傳田 学		北区立小学校長会	○(R4.3まで)		
西澤 由香		北区立保育園長会	○(R5.3まで)	○(R5.3まで)	
向中野 勇司		北区立児童館長会	○(R5.3まで)		○(R5.3まで)
野田 忠		東京都北児童相談所	○(R4.4から)		○
關口 泰正		北区立小学校長会	○(R4.4から)	○	
三田 理恵		北区立保育園長会	○(R5.4から)	○(R5.4から)	
大島 幸子		北区立児童館長会	○(R5.4から)		○(R5.4から)
区民等	大河原 はるか	公募委員	○	○	
	久保田 遼	公募委員	○		○
	野上 智宏	公募委員	○	○	
	林 菜々	公募委員	○(R4.3まで)		

敬称略、順不同

○第6期(令和5年8月15日～令和6年3月31日)

構成	氏名	所属	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学児童学部教授	会長		部会長
	石黒 万里子	東京成徳大学子ども学部教授	副会長	部会長	
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	○		○
	漆原 浩子	北区私立保育園理事長園長会	○	○	
	太田 京子	北区民生委員児童委員協議会	○		○
	影澤 博明	北区立小学校・中学校 PTA 連合会	○		○
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	○	○	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会	○	○	
	宮田 理英	一般社団法人東京都北区医師会	○	○	
区職員・ 関係行政 機関	大島 幸子	北区立児童館長会	○		○
	奥村 宏	北区立中学校長会	○		○
	關口 泰正	北区立小学校長会、幼稚園・こども園長会	○	○	
	野田 忠	東京都北児童相談所	○		○
	三田 理恵	北区立保育園長会	○	○	
区民等	小林 宏一郎	公募委員	○	○	
	田崎 郁恵	公募委員	○		○
	辻村 真実	公募委員	○		○
	中村 章子	公募委員	○	○	

敬称略、順不同

3

北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過

○第5期(令和4年6月28日～令和5年3月31日)※令和4年度

子ども・子育て会議	
第37回 (令和4年6月28日)	(1)諮問 (仮称)子ども・子育て支援総合計画の策定について (2)北区教育ビジョン2020の改定について (3)(仮称)子ども条例の制定について (4)保育所待機児童数について (5)私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について (6)区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について (7)学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について
第38回 (令和4年8月22日)	(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた区民意識・意向調査の実施について (2)①(仮称)北区子ども条例の制定に関する子どもたちからの意見聴取の取り組みについて ～中学生モニター会議の検討結果概要報告～ ②子ども食堂利用者に対する意見聴取の概要(例案) (3)「(仮称)北区教育ビジョン2024」の策定に係る保護者アンケートについて (4)第四次北区特別支援教育推進計画(案)について (5)田端児童館及び田端小学校内学童クラブの移転について
第39回 (令和4年12月20日)	(1)北区子ども・子育て支援計画 2020 進捗状況の報告 (2)北区子どもの未来応援プラン 進捗状況の報告 (3)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定に関する報告等について (4)高校生など医療費助成の拡充について (5)新たな放課後子ども総合プランの推進について (6)東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について (7)令和5年4月期における区内保育施設の受け入れ可能数の変更等について (8)区立保育園における医療的ケア児受け入れについて (9)区立幼稚園の再編と認定こども園への移行について (10)(仮称)北区子ども条例 子どもたちの意見聴取について (11)(仮称)北区子ども条例を構成する項目(案) (12)【非公開】北区子ども条例 子ども食堂における意見聴取について
第40回 (令和5年3月17日)	(1)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定に伴う区民意向調査結果について (2)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の基本的考え方(案)について (3)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の体系(素案)について (4)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定検討部会について (5)(仮称)北区子ども条例制定に伴う令和4年度取り組み経過について (6)(仮称)北区子ども条例制定に伴う条例の基本的事項(案)について (7)令和5年4月期の保育園入所申込状況(一次審査)について (8)放課後子ども総合プラン事業への宅配弁当サービスの導入について (9)北区児童相談所等複合施設運営指針(中間のまとめ)について (10)「北区教育ビジョン2024」策定に係るアンケート調査の結果について (11)令和5年度予算の概要(抜粋:子育てするなら北区が一番)について (12)令和5年度子ども未来部組織改正について

○第5期(令和5年4月1日～令和5年7月31日)※令和5年度

子ども・子育て会議	会議・部会種別		議事
	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会	
	第1回 (令和5年5月11日)		(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の施策目標等について (2)(仮称)北区子ども条例に関する事項について
		第1回 (令和5年5月23日)	(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の施策目標等について (2)(仮称)北区子ども条例に関する事項について
	第2回 (令和5年6月7日)		(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について (2)(仮称)北区子ども条例に関する事項について

会議・部会種別			議事
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会	
		第2回 (令和5年6月30日)	(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について (2)(仮称)北区子ども条例」に関する事項について
第41回 (令和5年7月24日)			(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について (2)(仮称)北区子ども条例」に関する事項について (3)幼稚園等に通園する児童の給食無償化への実施等について (4)仮称北区児童相談所等複合施設新築計画図(ブロックプラン)について (5)児童館・子どもセンター・ティーンズセンターにおける子どもなんでも窓口の取組みの開始について

○第6期(令和5年8月15日～令和7年8月14日)

会議・部会種別			議事
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会	
	第3回 (令和5年9月14日)		(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について
第42回 (令和5年10月2日)			(1)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画(素案)について (2)(仮称)北区子ども条例について (3)さくらだこども園の類型変更及びうめのき幼稚園の場所での新たな認定こども園開設に向けた園舎増築等工事について (4)令和6年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について (5)多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施について
第43回 (令和5年11月6日)			(1)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画(案)について (2)(仮称)北区子ども条例について (3)北区子ども・子育て支援計画2020の令和4年度実績について (4)北区子どもの未来応援プランの令和4年度実績について

4 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）抜粋

子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

すべての子どもの命が
守られること

平成元年(1989年)に
合が採択。日本は平成6
(1994年)に批准、平成



育つ権利

もって生まれた能力を十分
に伸ばして成長できるよ
う、医療や教育、生活への
支援を受け、友達と遊
んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働な
どから守られること

国際連 出典：(公財)日本ユニセフ協会ウェブサイトより
年
6年5月22日に発効。



参加する権利

自由に意見を表したり、団
体を作ったりできること

前文 省略

第1部

第1条(児童の定義)

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条(差別の禁止)

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条(児童に対する措置の原則)

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条(締約国の義務)省略

第5条(父母等の責任、権利及び義務の尊重)

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条(生命に対する固有の権利)

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条(登録、氏名及び国籍等に関する権利)省略

第8条(国籍等身元関係事項を保持する権利)省略

第9条(父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利)省略

第10条(家族の再統合に対する配慮)省略

第11条(児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去)省略

第12条(意見を表明する権利)

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条(表現の自由)

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条(思想、良心及び宗教の自由)省略

第15条(結社及び集会の自由)省略

第16条(私生活等に対する不法な干渉からの保護)

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条(多様な情報源からの情報及び資料の利用)省略

第18条(児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助)

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条(監護を受けている間における虐待からの保護)

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条(家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助)

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条(養子縁組に際しての保護)省略

第22条(難民の児童等に対する保護及び援助)省略

第23条(心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助)

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積

極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換(リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。)であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条(健康を享受すること等についての権利)

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生(環境衛生を含む。)並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条(児童の処遇等に関する定期的審査)省略

第26条(社会保障からの給付を受ける権利)省略

第27条(相当な生活水準についての権利)省略

第28条(教育についての権利)

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条(教育の目的)

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条(少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利)省略

第31条(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条(経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利)

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条(麻薬の不正使用等からの保護)省略

第34条(性的搾取、虐待からの保護)

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条(児童の誘拐、売買等からの保護)省略

第36条(他のすべての形態の搾取からの保護)省略

第37条(拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い)省略

第38条(武力紛争における児童の保護)省略

第39条(搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置)省略

第40条(刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護)省略

第41条(締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係)省略

第2部 省略

第3部 省略

5 こども基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状

況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
 - 二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、子ども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(子ども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、子ども大綱の定めるところにより、子ども施策の幅広い展開その他の子ども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 子ども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 子ども家庭庁に、特別の機関として、子ども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども施策に関する重要事項について審議し、及び子ども施策の実施を推進すること。

三 子ども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定により子ども大綱の案を作成するに当たり、子ども及び子どもを養育する者、学識経験者、地域において子どもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 子ども大綱

※策定後、掲載

7 東京都子ども基本条例

子どもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝である子どもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則としている。

全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「子どもを大切にす」視点から、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけ子どもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、子どもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、子どもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、子どもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第三条 子どもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先とすることで、全ての子どもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備していかなければならない。

（子どもの権利）

第四条 都は、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、子どもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

（子どもにやさしい東京の実現）

第五条 都は、社会全体で子どもを育み、子どもにやさしい東京を実現するため、子どもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

（子どもの安全安心の確保）

第六条 都は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

（子どもの遊び場、居場所づくり）

第七条 都は、子どもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、子どもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

（子どもの学び、成長への支援）

第八条 都は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

（子育て家庭、子どもに寄り添った多面的支援）

第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要する子ども及び社会的養育を必要とする子どもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

（子どもの意見表明と施策への反映）

第十条 都は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

(こどもの参加の促進)

第十一条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(こどもの権利の広報・啓発)

第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(こどもからの相談への対応)

第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(こどもに関する計画の策定)

第十五条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとりものとする。

(こども施策を総合的に推進する体制の整備)

第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設けるものとする。

北区子ども・子育て支援総合計画2024（案）

発行年月：令和6年（2024年）3月（予定）

発行：東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部子ども未来課

〒114-8546

東京都北区滝野川 2-52-10

電話：03-（3908）9097